

保護者の皆様へ

栄徳高等学校
校長 鈴木 文悟

新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応について

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、ご承知のように現在新型コロナウイルス感染症の感染が再び拡大しております。万が一、保護者の皆様はじめご家族に感染を心配される状況が生じましたら、担任または学校までご連絡をお願いいたします。

また、本校に関係する皆様に感染の疑い等が生じた場合には、学校保健安全法第19条（※1）に基づき、原則として下記のように対応いたしますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

今後の感染状況による急な変更・連絡等につきましては、ホームページ・メールにて配信いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

記

1. 生徒本人が感染した場合

- (1) 生徒または保護者は、担任または学校（管理職）に報告の上、14日間の出校停止とする。
- (2) 学校は数日間休校とし、その休校期間中に全館の消毒を行ない、日数については保健所の指示に従う。

2. 親・兄弟（同居人）が感染、また生徒が感染者と接触があり濃厚接触者と判断される場合（※2）

- (1) 生徒または保護者は、担任または学校（管理職）に報告の上、原則として14日間の出校停止とし、所属する部活動も活動停止とする。
- (2) 生徒がPCR検査を受け、陰性が確認された時点で出校停止を解除し、その所属する部活動の再開を許可する。尚、陽性が確認された場合には「上記1」に準ずる。

3. 親・兄弟（同居人）が濃厚接触者と判断される場合

- (1) 濃厚接触者がPCR検査を受け陰性が確認されるまで、生徒本人は原則として14日間の出校停止とする。
- (2) PCR検査で陰性が確認された時点で、生徒本人の出校停止を解除し、その所属する部活動への参加も認める。尚、陽性が確認された場合には「上記2」に準ずる。

4. 教職員が、上記1～3に該当した場合についても、同等の処置とする。

（注1）生徒、教職員ともに、休校ならびに出校停止中においては外出を控えること。

（注2）夏季休業中の感染についても、速やかに担任または学校（管理職）に報告すること。

以上

備考

※1 学校保健安全法19条【出校停止】

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかる恐れのある児童生徒等があるときには、政令で定めるところにより出席を停止させることができる。

※2 濃厚接触者 定義（国立感染症研究所感染症疫学センター）

- ・新型コロナウイルス感染症の患者と発症日の2日前以降に接触した者。
- ・マスクなどの感染予防なしに新型コロナウイルス感染症の患者と1m程度の距離で15分以上の接触があった者。
- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者。
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者。
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。